大阪市告示第1191号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立	令和6年9月2日(月)	
東住吉スポーツセンター		
第1体育場	令和6年9月9日(月)	午前9時30分から 午後9時まで
第2体育場		
多目的室	令和6年9月30日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)